

事 務 連 絡

令和元年6月19日

各 位

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

和歌山県による（特別管理）産業廃棄物処理業の許可申請
書の添付書類（更新講習会修了証）の取扱い変更について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営について格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、和歌山県による（特別管理）産業廃棄物処理業の更新許可申請に際し、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）」の修了証の添付が必要となりますが、本年4月1日より修了証の有効期限は、修了証の交付日から起算して**2年から5年へと**取扱い変更になっておりますので、お知らせします。

なお、和歌山市更新許可申請における修了証の有効期限の変更ございません。（修了証の交付日から起算して2年です。）